

スタート

令和7年1月1日現在、板倉町に住んでいた。

いいえ

板倉町への申告は必要ありません。令和7年1月1日に住んでいた市区町村へ相談してください。

令和6年中にどんな収入がありましたか？

・収入なし
・非課税収入のみ
(遺族年金、障害年金など)

・板倉町在住の親族の税法上の扶養になっている

申告不要

・誰の税法上の扶養にもなっていない
・板倉町以外の親族の税法上の扶養になっている

住民税申告

・主に年金収入

・年金収入のみで148万円(65歳未満は98万円)以下である

申告不要

・年金収入のみで148万円(65歳未満は98万円)超、400万円以下で、所得控除を受けるかた

住民税申告

・年金収入が400万円以下で、他の所得(20万円以下)がある

住民税申告

・年金収入のみで400万円を超える

確定申告

・年金収入以外の所得が20万円を超える(年金収入金額に関係なく)

確定申告

・主に給与収入

・年末調整が済んでいる(給与の支払を受けたのが1カ所の場合のみ)

申告不要

・給与収入以外の所得が20万円以下である

住民税申告

・年末調整の内容に変更がある
・医療費控除を受ける
・新規に住宅借入金等特別控除を受ける
・2カ所以上から給与の支払いを受けた
・年末調整が済んでいない
・給与収入が2000万円を超える
・給与収入以外の所得が20万円を超える(給与収入額に関係なく)

確定申告

・事業所得(農業、営業など)
・不動産所得
・雑所得
・一時所得
・利子所得
・配当所得
・総合譲渡所得

・所得金額より控除が多い場合(所得税が課税されない)

住民税申告

・所得金額より控除が少ない場合(所得税が課税される)


確定申告

・青色申告をする
・令和6年中に営業や農業、不動産事業を始めた

税務署で確定申告

・譲渡所得(土地・建物)
・先物取引の雑所得
・株式等の譲渡所得
・上場株式などの配当所得
・山林所得
※確定申告が不要な場合もあります。

館林税務署で申告する際は、入場整理券の取得が必要です。
①当日に税務署で取得
②国税庁LINE公式アカウントを通じた事前発行(10日前から2営業日前まで)



国税庁LINE公式アカウント



確定申告には、e-Tax・スマホ申告が便利です。マイナンバーカードとスマホ(マイナンバー読取対応)があれば、国税庁の「確定申告書等作成コーナー」を利用して確定申告を行うことができます。【操作方法のお問合せ】e-Tax作成コーナーヘルプデスク ☎0570-01-5901

